

## 気象等自然災害時における訓練の対応

気象等自然災害（台風・大雨・大雪・地震等）の大規模災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合に、受講生の通所等の帰宅困難の被害を未然に防止し、又は災害が発生した場合に、受講生の被害を最小限にとどめるため、災害時の対応について以下のとおり定める。

1. 当日午前7時の時点で気象庁から、関東職業能力開発促進センターが所在する神奈川県東部地方（横浜・川崎、湘南、三浦半島）にレベル3大雨警報、レベル3氾濫警報及び暴風警報のうち3つ全て、又は大雪警報又は暴風雪警報（以下「大雨暴風警報等」という。）が発令されている場合は、自宅待機とする。

午前10時以降引き続き大雨暴風警報等が発令されている場合は、臨時訓練休とし、後日訓練休などで訓練を実施する。

午前7時から午前10時までに大雨暴風警報等が解除された場合は、午前中の訓練は休講とし、午後から訓練を実施する。休講となった訓練は補講等で実施する。

2. 当日午前7時の時点で希望ヶ丘駅を含む相鉄線の区間において、上下線とも運転を見合わせている場合は、自宅待機とする。

午前10時以降引き続き、上下線とも運転を見合わせている場合は、臨時訓練休とし、後日訓練休などで訓練を実施する。

午前7時から午前10時までに、上下線とも運転見合わせが解除された場合は、午前中の訓練は休講とし、午後から訓練を実施する。休講となった訓練は補講等で実施する。

### 3. その他

- (1) 災害、公共交通機関等の事情により通所できない場合は、公共交通機関等の証明書（証明できるもの）を施設へ提出する。
- (2) 企業実習付訓練の実習期間については、実習先のルールによることとする。
- (3) 自然災害等にて訓練が休講になった場合には、後日訓練休などで訓練を実施する。

### 気象警報発令時の対応

	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	暴風警報	大雪警報又は 暴風雪警報	対応
午前7:00の時点	警報が1つか2つだけ発令中			—	通常通所
午前7:00の時点	警報3つとも発令中（大雪警報の場合は1つ）			警報発令	自宅待機（午前中休講）
午前10:00の時点	警報3つとも発令中（大雪警報の場合は1つ）			警報発令	臨時訓練休
午前10:00の時点	警報なしか警報が1つか2つだけ発令中			警報解除	午後から訓練実施
通所後	警報が発令				センターで帰宅等の判断

### 相鉄線運転見合わせの対応

午前7:00の時点	希望ヶ丘駅を含む相鉄線の区間において、上下線とも運転を見合わせ	自宅待機（午前中休講）
午前10:00の時点	希望ヶ丘駅を含む相鉄線の区間において、上下線とも運転を見合わせ	臨時訓練休
午前10:00の時点	希望ヶ丘駅を含む相鉄線の区間において、上下線とも運転見合わせが解除	午後から訓練実施
通所後	自然災害により警報等が発令された場合	センターで帰宅等の判断